

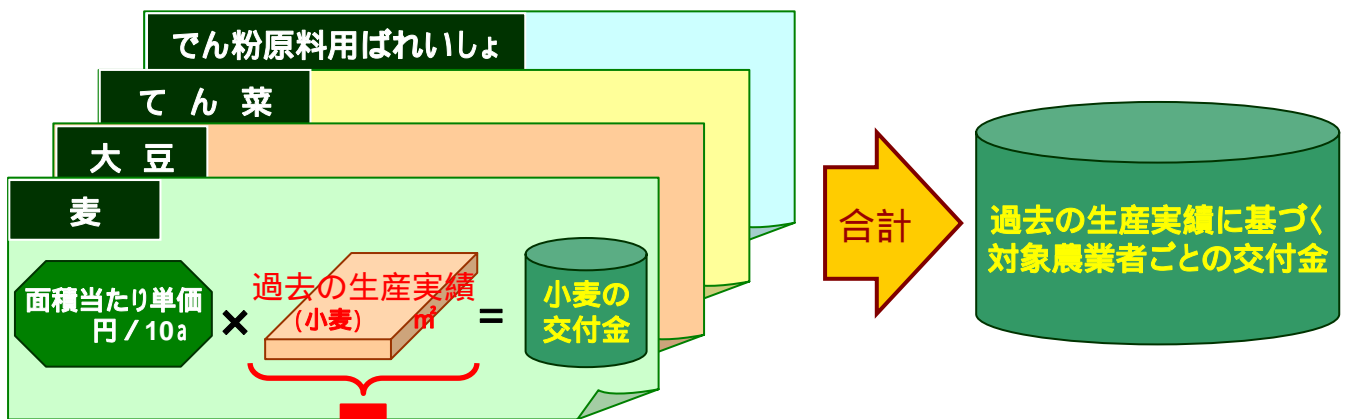


# 情報ステーション

品目横断  
特集号  
No.3.2  
追補版

N O R T H

特集： 生産条件不利補正交付金の  
期間内生産量を登録しましょう



期間内生産量 ÷  
(16~18年産の生産量)

市町村の実単収  
kg/10a  
19年5月公表予定

生産条件不利補正交付金の過去の生産実績(期間平均生産面積)は、「期間内生産量」(16~18年産の生産量)から算出されます。  
19年7月2日までに忘れずに登録してください。

加入申請は、お近くの北海道農政事務所地域課又は統計・情報センターの受付窓口で行ってください。

J A等と受委託契約を締結した場合は、J A等を通じ申請することができます。

申請に必要な書類等は、北海道農政事務所地域課及び統計・情報センターのほか、市町村役場、JA等に置いてあります。また、農林水産省(本省及び北海道農政事務所)のホームページからも入手できます。

2007年4月

農林水産省北海道農政事務所

# 生産条件不利補正交付金の期間内生産量を登録しましょう

品目横断的経営安定対策において、対象要件を満たして申請すると支払われる生産条件不利補正交付金（過去の生産実績に基づく交付金）は、「期間平均生産面積」を基準に支払われます。

期間平均生産面積は、平成16～18年産の3カ年の生産量（期間内生産量）を北海道農政事務所に登録し、農政事務所がそれを面積に換算してお知らせします。

基準期間内（平成16、17、18年）に、麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょを出荷し、麦作経営安定資金や大豆交付金の対象となった場合は、品目横断的経営安定対策の対象農業者である方も対象農業者でない方も、期間内生産量を登録してください。

## 登録時期

平成19年7月2日まで

これ以降も随時、期間内生産量の登録はできますが、交付金を申請できるのは次年度以降になります。

## 申請場所

北海道農政事務所 地域課 及び 統計・情報センター  
（一部を除きます。詳しくは巻末をご覧ください。）

## 申請書類

### 「生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書」（様式第7号）

様式の記入方法は3ページ以降をご覧ください。  
また、申請時に対象農産物の期間内生産量を証明する次ページの書類を添付してください。

#### 【該当者のみ】

- ・「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書（様式第8号 - 1）
- ・収穫皆無となったことの証明書

16～18年に土地改良事業が実施されて生産ができなかったり、災害等により収穫皆無となった場合、その年の生産量を期間内生産量の算定から除外をする申請ができます。  
くわしくは7ページをご覧ください。

## 生産条件不利補正交付金交付申請までの流れ

平成19年7月2日まで

期間内生産量の登録



5～7月頃 農政事務所から

期間平均生産面積、期間平均  
生産面積保有者コードの通知



期間平均生産面積の通知後

16年以降に農地の権利移動等があれば  
期間平均生産面積の移動手続き



9月30日まで

過去の生産実績に基づく  
交付金の申請手続き

## 対象農産物の期間内生産量を証明する添付書類

申請時に対象農産物の期間内生産量を証明する以下の書類を添付してください。

対象農産物	添付していただく書類
<p><b>麦</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦作経営安定資金の交付対象数量</li> <li>・政府麦の対象数量(春まき小麦、秋まき小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に確認)</li> </ul> 	<p><b>麦作経営安定資金対象数量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦作経営安定資金交付実績(銘柄別の対象数量)を確認できる書類(明細書の写し等)</li> </ul> <p><b>政府麦対象数量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銘柄別に農産物規格規程の2等以上の等級に格付けされた出荷数量を確認できる書類(出荷伝票の写し等)</li> </ul> <p><b>伝票の日付は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間です。</b></p>
<p><b>大豆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大豆交付金対象数量(ただし、18年産は大豆交付金の交付対象として農協等に出荷した数量)</li> </ul> 	<p><b>大豆交付金対象数量(16年産及び17年産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大豆交付金交付実績(対象数量)を確認できる書類(明細書の写し等)</li> </ul> <p><b>大豆交付金の交付対象として出荷した数量(18年産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売渡委託申込書の写し</li> <li>・出荷数量を確認できる書類(入庫伝票の写し等)</li> <li>・大豆品位等検査結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写し等)</li> </ul> <p><b>伝票の日付は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間です。</b></p>
<p><b>てん菜</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん菜の出荷数量に、国内産糖製造数量に占める国内産糖交付金の交付対象とされるものの比率(0.946)を乗じた数量</li> </ul> 	<p><b>・出荷伝票の写し等</b></p> <p><b>平成16年1月1日から平成18年12月31日までの期間には種されたもの(平成16年産・17年産・18年産)の出荷伝票です。</b></p>
<p><b>でん粉原料用ばれいしょ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・でん粉原料用ばれいしょの出荷数量に、国内産ばれいしょでん粉製造数量に占める糖化用又は化工でん粉用に仕向けられるものの比率(0.626)を乗じた数量</li> </ul> 	<p><b>・受入証明書の写し</b> (農協系でん粉工場へ出荷されたもの等に限る)</p> <p><b>平成16年1月1日から平成18年12月31日までの期間には種されたもの(平成16年産・17年産・18年産)の出荷伝票です。</b></p>

・伝票等の日付に注意してください。  
(例えば、19年4月に入って集荷された大豆は期間内生産量の対象になりません。)

# 生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書(様式第7号)の記入の仕方

## 認定農業者の場合

別紙様式第7号  
生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書  
北海道農政事務所長 殿

平成 19 年 4 月 15 日

住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6  
氏名 北海 次郎

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第5の1の(2)のウの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 期間内生産量

特定対象農産物名	平成16年産 1	平成17年産 1	平成18年産 1	実単収適用市町村名 2	分割の有無 3	災害等により除く年 4
小麦(秋)	kg	1,5000 kg	2,0000 kg	札幌市	有・無	6, 17, 18
小麦(春)	kg	kg	kg		有・無	6, 17, 18
二条大麦 s	kg	kg	kg		有・無	6, 17, 18
六条大麦 s	kg	kg	kg		有・無	6, 17, 18
はだか麦	kg	kg	kg		有・無	6, 17, 18
大豆	5,000 kg	8,000 kg	6,000 kg	札幌市	有・無	6, 17, 18
てん菜	7,5000 kg	8,5000 kg	7,0000 kg	札幌市	有・無	6, 17, 18
でん粉原料用ばれいしょ	4,5000 kg	4,0000 kg	5,5000 kg	札幌市	有・無	6, 17, 18

1: 期間内生産量を証する伝票等の書類を添付して下さい。  
2: 実単収を適用する市町村名は、平成16年時点におけるものとし、認定農業者又は特定農業団体の場合は、認定市町村名、農作業受託組織の場合は、当該組織に係る適合区域の所在する市町村名、その他の期間内生産量登録者の場合は、その主として農作業を行う農地が所在する市町村名を記入して下さい。  
3: 期間内生産量を委託者、構成員等に分割する場合は、当欄の有に丸印を付け、別添の期間内生産量の分割書類に必要事項を記入して下さい。また、分割が無い場合は、必ず無に丸印を付けて下さい。  
4: 基準期間内の災害等により、当該被災等年を算定の年数から除くことを希望する場合には、当欄の除く該当年に丸印を付け、別紙様式第8号の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」及び必要な証明書類を添付して下さい。  
5: 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条で定める普通大粒大麦及び普通小粒大麦と同じです。

2. 申請者連絡先

氏名・組織名称	フリガナ 北海 次郎 代表者氏名	住 所	〒060-0004 同 上
TEL	011-642-XXXX	FAX	011-642-XXXX
E-mail	農林水産省からの各種施策情報の配信 hokkai_jiro@xxx.xxx (可・不可)		

本登録書に係る個人情報の取扱いについて  
農林水産省は、本登録書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。  
また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。  
なお、本登録書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。

各年産ごとの数量を記入。(数量を証明する出荷伝票等を添付のこと。また、kg未満は、四捨五入で処理。例：大豆124.5kgの場合125kgと記入。)  
てん菜とでん粉原料用ばれいしょは交付対象比率を乗じた数値を記入。  
計算には4ページの表をご利用ください。

基準期間から災害等の年を除くことを希望する場合、除く年に 印を付け、7ページの別紙様式第8号-1及び証明書類を添付。

期間内生産量を委託者や構成員等に分割する場合は「有」に 印を付け、6ページの「生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書(分割用)」(様式第7号の別添)も提出。

実単収を適用する市町村名は、平成16年末時点におけるものを記入してください(単収は19年5月に農林水産省から告示する予定)。

忘れずに記入。

注：提出前に「個人情報の取扱いについて」をよくお読みください。

## てん菜及びでん粉原料用ばれいしょに係る期間内生産量の計算表

てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、 の数値を様式第7号の期間内生産量の欄へ転記してください。

### てん菜

	てん菜の出荷数量( )	交付対象比率( )	期間内生産量 ( = × )
16年	kg	0.946	kg
17年	kg		kg
18年	kg		kg

### でん粉原料用ばれいしょ

	でん粉原料用ばれい しょの受入数量( )	交付対象比率( )	期間内生産量 ( = × )
16年	kg	0.626	kg
17年	kg		kg
18年	kg		kg

# 生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書(様式第7号)の記入の仕方(2)

## 任意組合等が分割する場合

農作業の委託をしたり、組織として共同で対象農産物を出荷していた場合、期間内生産量の登録時に、期間内生産量を委託者や構成員に分割することができます。

生産組織(任意組織)が出荷名義を保有しており、当該組織が対象者とならない場合であって、当該組織に期間平均生産面積を設定した場合については、後々、農地の使用収益権等に伴う移動ができないことが想定されることから、予め構成員に分割を行っておくことが適当です。

別紙様式第7号 生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書

北海道農政事務所長 殿

平成 19年 4月 15日

住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6  
氏名 北国担い手ファーム 代表 北海 次郎

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第5の1の(2)のウの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 期間内生産量

特定対象農産物名	平成16年産 1	平成17年産 1	平成18年産 1	実単収適用市町村名 2	分割の有無 3	災害等により除く年 4
小麦(秋)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
小麦(春)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
二条大麦 5	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
六条大麦 5	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
はだか麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
大豆	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
てん菜	7,500 kg	8,500 kg	7,000 kg	札幌市	有・無	16, 17, 18
てん菜原料用ばれいしょ	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18

1: 期間内生産量を証する伝票等の書類を添付して下さい。  
 2: 実単収を適用する市町村名は、平成16年時点におけるものとし、認定農業者又は特定農業団体の場合は、認定市町村名、農作業受託組織の場合は、当該組織に係る適合区域の所在する市町村名、その他の期間内生産量登録者の場合は、その主として農作業を行う農地が所在する市町村名、を記入して下さい。  
 3: 期間内生産量を委託者、構成員等に分割する場合は、当欄の有に丸印を付け、別添の期間内生産量の分割書類に必要事項を記入して下さい。また、分割が無い場合には、必ず無に丸印を付けて下さい。  
 4: 基準期間内の災害等により、当該被災等年を算定の年数から除くことを希望する場合には、当欄の除く該当年に丸印を付け、別紙様式第8号の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」及び必要な証明書類を添付して下さい。  
 5: 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条で定める普通大粒大麦及び普通小粒大麦と同じです。

2. 申請者連絡先

氏名・組織名称	フリガナ 北国担い手 代表者氏名	住所	〒060-0004 同上
TEL	011-642-XXXX	FAX	011-642-XXXX
E-mail	hokkai_jiro@xxx.xxx	農林水産省からの各種施策情報の配信 可・不可	

本登録書に係る個人情報の取扱いについて  
 農林水産省は、本登録書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。  
 また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。  
 なお、本登録書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

各年産ごとの数量を記入。(数量を証明する出荷伝票等を添付のこと。また、kg未満は、四捨五入で処理。例：大豆124.5kgの場合125kgと記入。)  
 てん菜とてん菜原料用ばれいしょは交付対象比率を乗じた数値を記入。  
 計算には4ページの表をご利用ください。

期間内生産量を委託者や構成員等に分割する場合は「有」に印を付け、6ページの「生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書(分割用)」(様式第7号の別添)も提出。

実単収を適用する市町村名は、平成16年末時点におけるものを記入してください(単収は19年5月に農林水産省から告示する予定)。

忘れずに記入。

注：提出前に「個人情報の取扱いについて」をよくお読みください。

# 任意組合等が分割する場合(つづき)

分割する特定対象農産物に 印を付けます。また、特定対象農産物の種類ごとに様式を作成します。

別添 (別紙様式第7号関係)

生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書 (分割用)

1. 分割する特定対象農産物の種類 (該当する種類名を丸で囲んで下さい)

小麦 (秋)	小麦 (春)	二条大麦	はだか麦	大豆	てん菜
--------	--------	------	------	----	-----

分割者合計:	2 名
登録書の枚数	1 枚中 1 枚目

分割を受ける委託者・構成員の数を記入してください。

2. 期間内生産量の分割の内訳

氏名	住所	電話番号	平成16年度	平成17年度	平成18年度	実収適用市町村名	田又は畑の面積 ※1	分割の合意印 ※2	添付書類 ※3	番号
① 申請者分			kg	kg	kg	札幌市	50.00			
地域 耕太	札幌市白石区平和通2丁目	011-642-XXXX	26,000	36,250 B	25,000	札幌市	50.00	●	○	1
統計 花子	札幌市中央区大通西10丁目	011-642-XXXX	21,200 A	21,000	20,000	札幌市	40.00	●	○	2
分割を受ける委託者・構成員分										3
										4
										5
										6
										7
										8
										9
										10
② 分割を受ける委託者・構成員分の 小 計			47,200	47,250	45,000		90.00			
③ 合 計 ①+②) ※様式第7号の数量と一致			73,200	73,500	70,000		140.00			

分割を受ける委託者・構成員の氏名、住所、電話番号、分割された数量(年産別)、実収適用市町村名、田又は畑の面積、を記入してください。

受託者等と委託者等との間に合意があり、その合意により期間内生産量を分割する数量を任意に定めることができます。ただし、分割数量は以下の計算結果のいずれか大きい数量が上限となります。

委託者等が期間内生産量を登録する日に有する農地の合計面積 × 市町村の平年的単収  
 (例A) 統計花子さんの場合(平成16年度)  
 $40a \times \text{札幌市の平年的単収} (5,300\text{kg}/10a) = 21,200\text{kg}$

委託者等が有するすべての期間内生産量 ÷ 全ての委託者等が有する農地の合計面積 × 分割に合意した委託者等が有する農地  
 (例B) 地域耕太さんの場合(平成17年度)  
 $73,500\text{kg} \div 140a \times 50a = 26,250\text{kg}$

※1: 田又は畑の面積は、農地基本台帳により確認可能な面積及び把握可能な農作業委託面積の合計面積とし、当該面積を証する書類を添付して下さい。  
 ※2: 分割の合意印は、分割を受ける者が押印するものとし、本欄に押印のある場合は、要領第5の1の(2)のイの(イ)の合意があることを証する書類に代えることができます。  
 ※3: 添付書類は、分割を受ける者が実施要領第5の1の(2)のイの(ア)の農作業を委託したこと又は当該組織の構成員であったことを証明する書類を添付して下さい。

# 基準期間(16～18年)に対象農産物の収穫ができなかったとき

期間平均生産面積については、基準期間において災害等により対象農産物を生産することができなかった場合、申請者の申出があり、かつ申出に係る事実があると認められるときは、その年を除外して算出することができます。

具体的には、以下のような場合が該当します。

土地改良事業又は災害復旧事業等の実施により対象農産物を生産できなかった場合  
風水害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害又は水害により、対象農産物を生産する一筆又は複数筆の農地が収穫皆無となる被害を受けた場合、又は、都道府県等が災害等により種子の供給に支障が生じかねないと判断し、やむを得ず生産物を種子用に転用した場合は当該年のすべての対象農産物が除外、は当該年の災害を受けた農作物のみ除外されます。

## 災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書(様式第8号-1)の記入の仕方

別紙様式第8号-1

災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書

平成19年4月15日 ← 提出日を記入。

北海道農政事務所長 殿

住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6  
氏名 北海 次郎 ← 住所、氏名を記入。認印で可。

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付付18経営第1871号農林水産省経営局長通知、以下「実施要領」という。)第5の1の(3)のエ又はオの規定に基づき、下記のとおり申出します。

記

1 期間平均生産面積の算定から除外する年(いずれかに 印)  
 16年 ·  17年 ·  18年 ← 算定から除外する年のいずれかに 印を付けること。

2 理由(いずれかに 印)  
 ア 土地改良事業又は災害復旧事業の実施によるもの  
 イ ア以外のこれに類する事業の実施によるもの  
 ウ 災害又は火災によるもの  
 エ 災害又は火災によりやむを得ず生産物を種子用に転用したことによるもの  
 ← 理由のいずれかに 印を付け、理由を証明する以下の書類を添付。  
 ・事業の実実施計画書又は事業実施主体等による通年施工が行われたことを証明する書類、又は、農業共済組合や市町村等による収穫皆無となったことを証明する書類(共済加入者名、年産、農産物名、収穫皆無となった農地の地名・地番が記載されているもの)。

(注意事項)  
 (1) 上記2の申出の理由を証する書類を添付すること。  
 (2) 実施要領第5の1の(3)のエに基づくものであって、農業共済組合等において収穫皆無となったことを証明できない場合には、別紙1「収穫皆無となったことの証明書」を添付する。  
 (3) 実施要領第5の1の(3)のオに基づくものであって、農業共済組合等から共済金が支払われたことを証する書類を添付できない場合には、別紙2「災害等により減収となったことの証明書」を添付する。

本申出書に係る個人情報の取扱いについて  
 農林水産省は、本申出書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第88号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。  
 また、申請者の関係する都道府県、市町村、都道府県種子協会、農業共済組合、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び登録検査機関へ申出内容を確認するために提供する場合があります。  
 なお、本申出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱います。

注: 提出前に、「個人情報の取扱いについて」をよくお読みください。

災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書（様式第8号 - 1）の添付書類

別紙様式第8号 - 1「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」には、収穫皆無であることを証明するため、

土地改良事業又は災害復旧事業による場合には、その事業の実施計画書の写し及び事業実施主体による通年施行が行われたことを証する書類

災害等による場合には農業共済組合からの、以下のような書類、もしくは「農作物共済不能及び転作等損害通知書・損害評価野帳」など、収穫皆無等であることを確認した共済名、共済加入者名、年産、農産物名、収穫皆無等となった農地の地名・地番が確認できる証明書類を添付する必要があります。

農業共済組合が証明する「収穫皆無等となったことの証明書」(ひな形)

(様式一例)

収穫皆無等となったことの証明書

(氏名)  
(住所)

農業共済における収穫皆無、移植(発芽)不能耕地、転作等耕地について

年産	農産物名 (共済目的)	区分	農地の地名地番
			北海道の場合は 耕地番号となる

注：区分欄には「収穫皆無」、「移植(発芽)不能耕地」、「転作等耕地」のいずれかを記入する。

上記の事実があったことについて証明する。

年 月 日

住所  
農業共済組合組合長理事 印  
( 市町村長)

収穫皆無の取り扱いについては、以下のような事例もありますので、ご不明の点があればお近くの農政事務所受付窓口にご相談ください。

#### 事例

昨年春、雪腐病により小麦が収穫できる見込みが全くなかったため、畑を廃耕し、その後大豆を植えて収穫した事例がありました。

この場合、廃耕した畑について農業共済組合により麦の「**転作等耕地**」と証明されれば、麦について18年の分を算定から除外することができます。

大豆については16、17、18年の生産量が期間平均生産面積に算定されます。

#### 事例

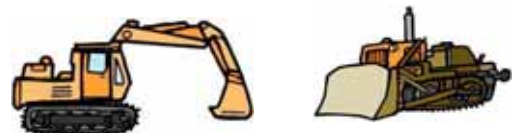
昨年秋、大型の低気圧の通過により、てん菜の畑が泥水で埋まる被害を受け、畑に農作物が残っていても収穫できなくなる事例がありました。

この場合、畑に農作物が残っているため「収穫皆無」の証明はできませんが、農業共済組合により「**収穫不能**」と証明されれば、品目横断的経営安定対策における「収穫皆無」と同様に算定除外とするための証明書にできることとしています。

#### 事例

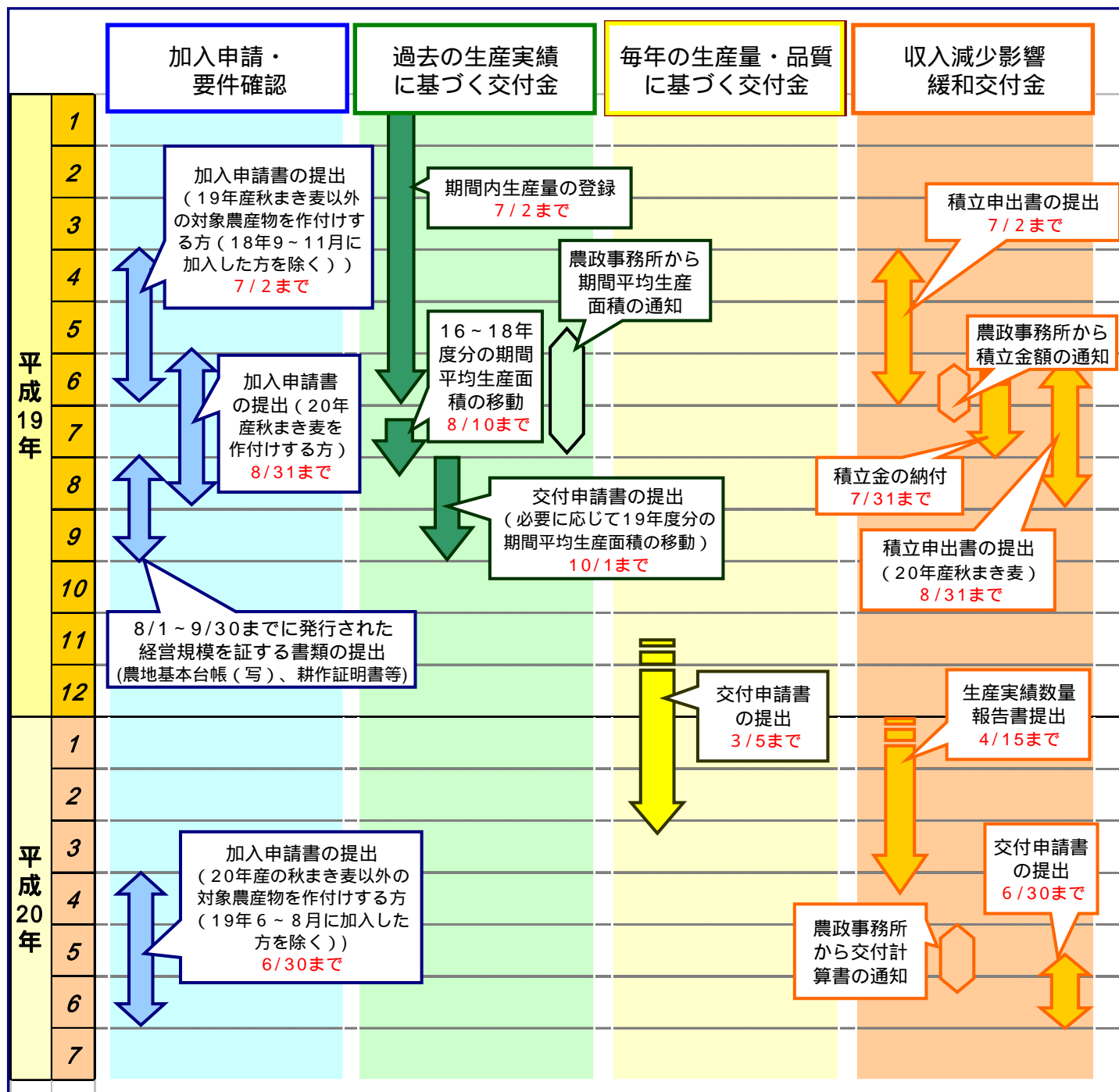
平成16年の秋から冬に土地改良事業が実施されたため、当初、作付を計画していた平成17年産秋まき小麦をは種できず、やむを得ず平成17年産春まき小麦を作付けした場合でも、「収穫皆無」と同様の取り扱いで、平成17年産分を算定除外とする申請ができます。

ただし、この場合、春まき小麦を含む平成17年産の全ての特定対象農産物の生産量の登録はできません。



# 参 考

今後の手続きのスケジュールについては、以下のとおりです。



注) 提出期日が土、日、休日の場合は、その翌開庁日まで受け付けます。

北海道農政事務所のホームページで、受付窓口の所在地の確認や申請書のダウンロードができます。  
<http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/suishin/keieiantei/>

# 品目横断的経営安定対策に関する手続きはお近くの受付窓口へ!

申請書類は、農政事務所の地域課、統計・情報センターのほか、市町村、JA等にも用意する予定です。北海道農政事務所のホームページからもダウンロードできます。

< 受付時間：9時～12時、13時～17時（土、日、休日を除く） 郵送でも受け付けします >

受付窓口	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-7800	(0138)26-7744
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	070-0902	旭川市春光町3639番地2	(0166)51-4296	(0166)51-4222
地域第五課	085-0006	釧路市双葉町5番6号	(0154)23-4401	(0154)23-4403
地域第六課	080-0016	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0017	北見市高砂町2番3号	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
八雲統計・情報センター	049-3114	二世郡八雲町三杉町25-3	(0137)63-3383	(0137)63-3385
小樽統計・情報センター 倶知安庁舎	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3-1 倶知安地方合同庁舎	(0136)22-2313	(0136)22-6727
旭川統計・情報センター 富良野庁舎	076-0032	富良野市若松町4-12	(0167)22-2221	(0167)23-3584
中標津統計・情報センター	086-1042	標津郡中標津町東2条北3-10	(0153)72-2058	(0153)72-2054
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
苫小牧統計・情報センター 伊達庁舎	052-0021	伊達市末永町59-6 伊達地方合同庁舎	(0142)23-3409	(0142)23-1017
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945
稚内統計・情報センター	097-0001	稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎	(0162)33-1180	(0162)33-1181
名寄統計・情報センター	096-0015	名寄市西5条南10-2-92	(01654)2-2357	(01654)3-8743
滝川統計・情報センター 留萌庁舎	077-0048	留萌市大町3-37 留萌港湾合同庁舎	(0164)42-0582	(0164)42-2302

受付窓口の所在地（地図）は、北海道農政事務所HPでご案内しています

<http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/annaizu/index.html>

編集・発行 / 農林水産省北海道農政事務所（平成19年4月発行）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目 電話 011-642-5410 FAX 011-642-5509

ホームページ <http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/>